リ　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

［ヌ～オ　略］

［二～六　略］

第二十九条　法別表第二の五十五の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三条の求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一～三　略］

四　当該求職者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

第三十条　法別表第二の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　避難行動要支援者に係る児童福祉法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者に対する証明に関する情報

［ニ～チ　略］

リ　避難行動要支援者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

［ヌ～ヨ　略］

二　災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務　前号イからヨまでに掲げる情報

三　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　被災者に係る児童福祉法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者に対する証明に関する情報

［ニ～チ　略］

リ　被災者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

［ヌ～ヨ　略］

第三十八条の三　法別表第二の六十九の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　母子保健法第九条の二第一項の母子保健に関する相談及び同条第二項の支援に関する事務　当該相談及び支援に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査（以下この条において「乳幼児健康診査等」という。）に関する情報

二　母子保健法第十条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務　当該保健指導に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

リ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

［ヌ～オ　同上］

［二～六　同上］

第二十九条　法別表第二の五十五の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三条の求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一～三　同上］

［新設］

第三十条　法別表第二の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［新設］

ハ～ト　［同上］

［新設］

チ～ワ　［同上］

二　災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務　前号イからワまでに掲げる情報

三　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［新設］

ハ～ト　［同上］

［新設］

チ～ワ　［同上］

第三十八条の三　法別表第二の六十九の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［新設］

一　母子保健法第十条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務　当該保健指導に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による乳児又は幼児に対する健康診査（以下この条において「乳幼児健康診査」という。）に関する情報